

中間報告書有

平成 25 年 4 月 3 日

市政記者クラブ 様

総務局職員部監察室

担当 児玉

電話番号 972-2117

嘱託員不正採用問題に係る中間報告書について

標記の件について、本日、専門調査委員から市長に対し中間報告書が提出されましたので、資料提供します。

平成25年4月3日

名古屋市長 河村たかし 殿

中間報告書

専門調査委員 北條政郎
同 中村勝己
同 福本博之
同 園田理
同 鬼頭治雄
同 山路昌宏

1、専門調査委員の選任と調査に至る経緯

- (1) 平成24年4月8日、名古屋市長宛ての「市長ホットライン」に「北区役所の滞納整理嘱託員は、市会議員の口利きで、採用試験の成績に関わらず試験前から採用が決まってたようです。…事実関係を調査し明らかにしてください。」との匿名の通報が届いた。
- (2) この通報を受けて、名古屋市総務局職員部監察室より調査依頼を受けた健康福祉局職員課において内部調査を開始し、その結果、平成22年4月24日に実施された国民健康保険料滞納整理嘱託員採用選考試験(以下、本件嘱託員採用試験という。)において不正があったと疑うに足りる相当な事由があると判断し、平成24年8月28日、名古屋市は、愛知県警察本部に対して、不正に関与した下記の3名の職員が刑法156条(虚偽有印公文書作成罪)及び同法158条(虚偽有印公文書行使罪)又は同法193条(公務員職権濫用罪)に該当するとして、これらの職員について刑事告発を行った。

(被告発人)

- 健康福祉局生活福祉部長(以下、甲という。)
●●●● 健康福祉局生活福祉部保険年金課長(以下、乙という。)
●●●● 健康福祉局生活福祉部保険年金課主査(以下、丙という。)
(平成22年4月1日からは同課保険料係長)
(肩書は、いずれも平成22年1月から4月にかけてのものである)

(告 発 事 実 の 概 要)

甲は、平成21年秋頃、健康福祉局を所管する財政福祉委員会委員である名古屋市議会議員●●●●（以下、A議員という。）から、当時、名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課の嘱託員であったBの委嘱期間が平成22年3月末日で終了することに伴い、Bの新たな嘱託員としての採用について要求を受けた。甲は、Aの要求を試験の成績に関わらずBを採用するよう要求があったものと受け止め、部下の乙に対し、同年3月頃、成績に関わらずBを採用するよう指示した。乙は、当初はこれを拒否したものの、最終的には受け容れて、部下で嘱託員の採用選考に携わる丙に対し、同月下旬頃から4月頃にかけて、成績に関わらずBを採用するよう指示した。丙は、当初はこれを拒否したものの、強い指示にこれを了承し、Bが実力により合格する可能性も期待していたが、同月24日午前に実施された採用選考試験では、Bの筆記試験の成績が午後の面接試験に進むための最低基準点に達しなかったため、このままでは上司の指示に従えないと当惑し、同日昼頃、面接試験の対象者を決定する直前に、採用選考試験の会場内において、Bの答案用紙を抜き取り、答案中のうち、誤答であった2問について、採点誤りを装って正答に改ざんすることで、本来の得点を嵩上げして、本来、面接試験の対象とならなかったBを不正に面接試験へと進めた。Bの面接試験は乙が担当し、Bは、最終的に採用選考試験に合格となった。その後、採用選考試験当日の結果に基づき作成された2通の公文書において、被告発人らの不正な行為による採用選考試験当日の結果に基づき、事情を知らない起案者をして、これらの公文書中のBの点数、順位、採用選考合否、委嘱する嘱託員等の記載について虚偽の内容を記載させ、被告発人らも印鑑を押捺して虚偽公文書を作成した。そして、これらの公文書を行使することで、本来の成績では採用候補者になり得ず、また嘱託員として委嘱され得なかったBを、採用候補者として不正に決定し、嘱託員として不正に委嘱（以下、本件不正採用という。）するに至った。

- (3) 名古屋市長は、上記告発にかかる本件不正採用は名古屋市民の市政に対する信頼を著しく損なわせるものと考え、中立公正な外部の学識経験者に委嘱して「本市における職員の採用に係る法令の違反その他の不適正な行為に関する事項」について調査を行わせ、本件嘱託員採用試験における不正行為の存否、その実態や原因・背景を究明し、その他の職員採用にかかる不正行為の有無等を解明するとともに、今後、同様な不正が行われないよう再発防止に向けての提言を求めることが必要だと判断し、地方自治法174条1項の規定による専門委員として専門調査委員を設置することとし、愛知県弁護士会に対し、同委員の推薦を依頼した。
- (4) そして、愛知県弁護士会から推薦を受けた6名の弁護士である当委員らが、名古屋市長から「専門調査委員」としての委嘱を受け、調査を開始することになった。

2、本調査の意義、目的

- (1) 本調査は、上記のとおり本件嘱託員採用試験における不正行為の存否、その実態や原因・背景を究明し、その他の職員採用にかかる不正行為の有無等を解明するとともに、今後、同様な不正が行われないよう再発防止に向けての提言を行うことを目的とするもので、個人の刑事上の責任もしくは行政上の責任を問うことを目的とするものではない。個人の刑事上の責任は刑事訴訟法に定める刑事手続において、行政上の責任は地方公務員法に定める懲戒手続において調査し、判断されるものである。
- (2) したがって、本調査は、本件嘱託員採用試験において不正が行われたと認められる場合、そのような事態に至った個人的及び組織的背景、個人や組織の利害得失の状況、並びに名古屋市における不正防止システムの運用ないし機能の状況等を検討し、システム改善を含めた提言を行うことを主たる目的として行われるものである。

3、中間報告の位置づけ

これまでの調査において、当委員らは、本件嘱託員採用試験に関して、不正行為があつたことを改めて確認した。そこで、その個人的及び組織的背景、利害状況等を含め、当委員らにおいて確認した事実関係を報告する。

なお、他の不正行為の有無や不正防止システムの運用状況・機能状況については、さらに調査・検討を重ね、システム改善も視野において、提言を行う予定である。

4、これまでに実施した調査の概要

(1) 平成25年2月12日、14日、18日、20日、25日

名古屋市役所総務局職員部監察室、及び健康福祉局職員課からのこれまで市の内部調査の経過、及び結果の報告を受け、筆記試験解答用紙（写）や面接評価票（写）、その他の関係資料の提出を受けた。

なお、当委員は、2月20日付で、広く名古屋市職員及び関連団体職員に対し、本件嘱託員採用試験以外の職員採用にかかる不正行為に関する情報提供を依頼する文書を配布した。

(2) 平成25年2月26日

筆記試験解答用紙採点・整理会場の視察

保険年金係長（当時）丙より事情聴取

(3) 平成25年2月28日

保険年金課主査（当時。本件嘱託員採用試験の主担当者）●●●●（以下、丁という。）より事情聴取

(4) 平成25年3月4日

千種区役所保険年金課長（当時。Bの面接試験担当者の一人）●●●（以下、

戊という。) より事情聴取

(5) 平成25年3月6日

保険年金課長(当時)乙より事情聴取

(6) 平成25年3月11日

生活福祉部長(当時)甲より事情聴取

(7) 平成25年3月14日

健康福祉局長●●●●●(以下、己という。) より事情聴取

(8) 平成25年3月18日

北区役所保険年金課長(Bの採用配属時の平成22年6月から翌23年3月まで) ●●●●及び同保険年金課長(平成23年4月以降) ●●●●より事情聴取

(9) 平成25年3月22日、27日、4月1日、2日

事情聴取結果を検討し、中間報告書内容の検討、作成

(10) なお、上記事情聴取を踏まえて、当委員は、A議員に対して、平成25年3月22日付で、事情聴取に応じていただくべく招請状を発信したが、同議員からは、同月28日付で、当委員からの招請について、「必ずしもその法的根拠は明らかでないものと考えます。」として、「貴職からの要請に応じることは差し控えたい」との書面回答がなされた(かかるA議員の対応は、平成16年10月15日議決にかかる名古屋市会議員政治倫理綱領第3、3項所定の「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を受けたときは、自ら進んで疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」との規定に反するものと思われる)。そのため、同議員からの事情聴取は当委員らにおいて未了であるが、早期に応諾される可能性も少ないと思われること、同議員からの事情聴取如何により当委員らの認定事実の主要部分は何ら左右されることなどから、A議員からの事情聴取未了のまま本報告書を作成提出することとした。

Bからの事情聴取も未了である。Bは平成24年12月21日付でなされた滞納整理嘱託員の委嘱、同更新の取消しにつき、弁明の機会も与えられておらず違法ではないのかなどと異議申立書を送付して来ているが、当委員らは、関係資料などに照らし、Bからの事情聴取についても、その内容如何により当委員らの認定事実の主要部分が何ら左右されるものではないと判断した。

また、後述の通り、甲がA議員からBと同じく「採用するように要請」を受けたCについても、平成22年中に既に自己都合で退職しており、応諾の可能性は低いと判断した。

5、調査の結果、当委員らが認めた事実関係

上記の調査の結果、当委員らは、以下の事実関係の存在を認めた。

(1) A議員の委員会質問等とこれが甲の心理に与えた影響

A議員は、名古屋市健康福祉局を所管する財政福祉委員会委員であったところ、平成21年9月下旬頃から、同局生活福祉部保護課の所掌事務に関し、甲やその部下の保護課長らに対して、議会での質問のための資料の提出要求などを行っており、その要求に関して、甲らが議員控え室に出向いたりした際に、A議員は、甲らに対して、時には激しく厳しい口調で叱責することがあった。甲は、これに対して、どのように対処すべきか困惑しました苦悩する心境になっていた。そして、A議員は、同年10月6日に開催された財政福祉委員会で、同局生活福祉部保護課の所掌事務に関し、「今資料要求をしましたんで、・・・」、「資料出てきてから改めてやるんですけど・・・」と発言し、同月9日開催の同委員会でも、甲らに対する質問、問答で「・・・それは怠慢できちつとやってないんじゃないの。」「許さぬのだわ。・・・」、「・・・あんた調べてみや。そんなこと言ったって、でたらめのこと言ったってあかんがね。・・・」、「・・・違うがね、あんた。でたらめのやつ出しどったっていかぬよ、はっきり言って。・・・」、「・・・きのうまでかかるって、僕がいろいろあんたのとこへ行って調べとるが、実際そんなようなことは、資料としてはやっぱり証拠書類検査には持ってこないかぬがね。・・・」、「そんなものはそれで許さぬわ。・・・」、などと執拗かつ殊更に困惑させるような方法で質問ないし発言をなし、甲は、これら質問に対して、「・・・私ども今御説明できません。大変申しわけございませんが、御理解いただきたいと思います。」などと釈明、謝罪に努めている状況が委員会記録にも記録されている。そして、これらの委員会審議の状況は、職員が机上のパソコンでインターネットを通じて視聴できるもので、丙らも実際に上記の審議状況を視聴していた。

甲は、A議員とのこれらのやり取りを通じて、A議員に対する恐怖困惑の念をいただき、また議会審議での同様の「混乱」を再発しないためにどうすべきかを思いめぐらすところとなつたようである。

(2) 上記委員会審議の頃におけるBとA議員との関係等に関する甲らの認識

A議員が上記委員会で生活保護受給者に対し通院タクシー移送費が高額に給付されている事例について質疑したことに関して、当時、健康福祉局生活福祉部保護課内では、A議員に対しその情報を提供したのが、平成19年4月より嘱託介護支援専門員として採用され当初守山区に配置されて勤務していたBではないかと噂されていて、甲も「BはA議員との繋がりがあるから気を付けたほうが良い」と聞かされており、甲らにとっては、A議員とBとは相応の関係を有しているものと認識さ

れていた。

(3) A議員の甲に対する「採用要請」

甲は、平成21年11月10日頃、A議員から、議員控え室で、Bの嘱託介護支援専門員としての委嘱期間が平成22年3月末日で終了することに関し、「引き続き嘱託でBを採用するようにしてくれ」との「要請」を受けた。これに対して、甲が、筆記試験と面接試験があること及び嘱託員の契約が終了してから2か月間を空ける必要があることを説明すると、A議員は、「どうしたらしいんだ。局長に頼めばいいのか」などと発言し、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずBを採用するよう要請した。

また、平成22年3月中旬か下旬頃、A議員は、甲に対して、「もう一人頼む」として、Cに関する「申込書」かなにかの書類を渡してBと同様の採用要請をした。

かかるA議員の甲に対するBとCの採用要請は、前記名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(4)所定の「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との規定に反するものと思料される。

(4) Aの「要請」に対する甲の受け止め方

甲は、A議員の上記各要請を聞き、採用しなければ上記の委員会審議やその前の厳しい叱責と同じ状況が再来するかも知れないと困惑畏怖し、「採用しなければならない」と「圧力」を感じた。また、甲は、「局長に言えば良いのか」と言われたことに対して、自分の「部」内で処理しなければいけないと考えた。

(5) 甲から乙に対する「指示」の状況

平成22年1月末頃、甲は、部長室で乙に対して、Bを採用するようにとのA議員からの話があることを伝え、「検討してくれ」あるいは「なんとかしてくれ」と本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずBを採用するよう指示した。乙は、当初は「断って下さい」と拒否していたが、甲は、「断れない」、「部で面倒を見なくちゃいけない」、「断れないんだ」と乙に話し、乙も、2~3回目には、「他になければしょうがないですね」、「わかりました」と渋々、承諾した。Cについては、同年3月末頃、甲から乙に対して、「なんとかしてくれ」と依頼し、乙は、「しょうがない」と考えて、これを承諾し、後述の通り、丙に依頼を伝えた。

(6) 丁に対する引継ぎ等と丁の対応

乙が甲からの依頼を本件嘱託員採用試験に関する主担当であった丁に伝えたか否かははっきりしない。他方、丁は、平成22年3月末頃の丙からの引継ぎの際に、「議員案件がある」と言われ、引き継いだBの募集申込書に貼付された付箋には「ぐりぐり」なる文字が記載されていた。またCの募集申込書には何も書かれていない付箋が貼ってあった(この付箋は、丁が剥がして捨てた)。丁は、翌4月の早い時期に自ら乙の席に赴き、丙から引き継がれた議員要請には応じないとの趣旨で、試

験は公正にやる必要があると話したところ、乙は、局長から言われていると答えたが、困惑している様子であった。丁は、自己に対する人事上の不利益のことは考えたが、自分が言わなければならないと思って、「私が局長に言います」と言ったところ、乙は、それには及ばない（自分の役割である）との反応であった。丁としては、この案件は解決したと思っていた。

(7) 乙から丙に対する「指示」と丙の了承及び丙の心理

丙は、平成22年3月下旬頃に、乙から、Bを「どうしても合格させないかん」、「ねじこまないかんだわ」と険しい顔をして言われた。丙が、「嫌です」と答えると、乙は、「A議員がかかわったる話しなんで、断れん話なんだ」として、回避できない案件であることを丙に説明した。乙は、丙に対してBを合格させるについての具体的な指示はしなかったが、一次（筆記）試験の点数を下げることでなんとかなると考え、また二次の面接は自分の担当班に入れることを念頭に置いていた。乙からの話を聞き、丙は、上記(1)の委員会審議をインターネット中継で見ていたことを思い出し、A議員が恫喝的な言動をすることで職員内で有名なことも知っていたことから、「断れない話」だと考えたものの、「他の人に頼んだらどうか」と言ってみたが、乙からは、その者には「頼めないから、お前に話している」と言われ、丙としては、逃れられないようにレールが敷かれていて、職務命令だと思って、本件嘱託員採用試験の成績にかかわらずBが採用されるよう取り計らうことにつき承諾することとなった。その後、二人目のCの名前を示され、BとCの二人を採用するようにとの話となった。

丙は、一次の筆記試験を担当する自分に言われたことなので、「点数をなんとかしろよ」と言われたものと考えたが、突き詰めると、足切り点を下げることで合格させるか、点数の嵩上げしかないと考えた。そのため、足切り点を下げるため（及び16名という多数の採用であるから）、面接時間を1人20分として、応募者140名のうち一次試験合格者を60人前後とするように、丁に対して、「多いほうでやろうね」と指示した。丙は、足切り点を下げたので、BとCには何とか実力で一次試験を突破して欲しいと考えていた。

(8) 適正職務サポート制度と甲らの対応、受け止め方

甲、乙及び丙は、いずれも、A議員から上述のような「要請」に接した際に、かかる「要請」が本件嘱託員採用試験にかかる適正な職務執行を妨げ、「職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらねばならない」（名古屋市職員の倫理の保持に関する条例3条2項）「職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない」（同条3項）等の職務基準に違反する要望であることを認識し、かつ、「名古屋市適正職務サポート制度」（職務基準に違反し適正な職務執行を妨げる外部からの要望を職員が記録し組織として対応したり、職務基準に違反し適正な職務執行

を妨げる事実等について職員が相談、通報する窓口を設置しその是正、改善につなげたりする制度)の存在自体は知っていたが、それぞれ、この制度は現実的には利用できない制度だと考えていたり、念頭になかったりして、これを利用しようとはしなかった。

(9) 丙の不正行為の実際

平成22年4月24日の試験当日、丙らは、採点を終えた筆記試験解答用紙を20点台、30点台、40点台、・・・と10点毎に集めて、枚数をカウントし、明らかに不合格点数(20点台等)の解答用紙は別の場所に置き、合否のボーダーにある解答用紙を含めて、高得点の順に用紙を並べ、高得点順にチェックしてゆき、足切り点を39点とした。そして、丙がボーダーの30点台前後の解答用紙を立つたまま上から一枚ずつめぐっていくと、Cは60人枠に入っていて安堵したが、Bは足切り点を下回っていた。丙は、どうしようかと悩んだが、その場でBの解答用紙を抜き取った。抜き取ったものの、点数の嵩上げには躊躇し、悩んだ。Bは、点数が足りない以上、面接を受ける資格がない、そのまま落とそうかと考えたが、その時、「これは上司の命令だ」と思い、A議員の恫喝的な顔が浮かんで、落としたらとんでもないことになってしまう、恐ろしいという強迫観念に負けて、その場で立ったまま、机上にあった青鉛筆で誤答の印がしてある部分を正答の○印に書き換え合計点数も書き換えて点数の嵩上げをし、その解答用紙を該当のところへ差し込んだ。

解答用紙採点・整理会場には丙以外に複数名の職員がいたが、他の職員らは、採点台(机)の片付けや一次(筆記)試験合格者発表の準備作業などを行っていて丙の周囲におらず、以上のBの解答用紙にかかる丙の不正行為に気付かなかった。

丙は、その後、昼の休憩時に気分が滅入っていたところ、乙に呼ばれ、「あれ、どうなった」と聞かれたので、「点数を加えました」か「下駄をはかせました」と答えたところ、乙は、「そうか。悪かったな」などと答えていた。

(10) 面接試験の実施と評価

一次(筆記)試験合格者に対して、午後から二次(面接)試験が行われた。乙は、甲から「(BとCの)面接は(乙が)やってくれますね」と言っていたので、BとCの面接は自分が担当することを丙に伝えた。そこで、丙は、面接の班分けをする際に、BやCが乙の面接担当班に入るよう「工夫」することを考えていたが、偶然、両名とも乙の担当班となつたので、丙が「工夫」する必要はなかった。乙は、丁に対しても、面接試験の前にBとCの面接を担当したいと言っていた。そして、甲は、乙に対して、試験会場で、「二次(面接)は通してくれ」と言う意味で、「宜しく」と言った。

BとCに対する面接試験は、乙と戊が担当したが、乙は、試験開始前に、戊に対して、「嘱託員をやっていた人がいる」などと言って、何番と何番などと受験「番号」を示して暗に当該受験番号の受験者を合格させたい旨の意向を示した。戊も、

乙の意向を理解した。乙と戊が担当する班全員の面接終了後、合格者を誰にするか協議した際に、乙は、戊に対して「若いけど鍛えれば・・・」などとCを暗に推薦するような話をした。面接試験の結果は、Cについては、乙の評価と戊の評価が異なっていたが、Cの評価ともう一名の受験者の評価が1点しか違わなかったため、協議の結果、Cを合格させることとし、戊は、Cにかかる面接評価票の「面接結果」欄に記載していた「B」(採用してもいいだろう)を「A」(ぜひ採用したい)に書き換え、もう1名の受験者のそれを「A」から「B」に書き換えた。その結果、乙戊が担当した班からは、BとCを含む3名が合格となった。これを知った丁は、Cの合格は、同人の年齢が若く、滞納整理嘱託員としては本来不適任ではないかと考えられる人物であったことから、「面接において不正がなされたか」と考えた。

(11) 試験後の状況

BとCが「合格」したことは、試験当日に乙から甲に連絡され、続いて甲は、これをA議員に連絡した。A議員は、その際、甲に対して、「(Bを) 北区の配置してくれよ」と指示ないし要請を行い、甲は、これを了承し、翌日、これを乙に伝えた。事情を知らない丁は、港区在住のBの配置予定区を昭和区とする案を作成し、乙に提示したが、乙は、これを北区に変更し、Bは、北区に配置された。

なお、A議員の甲に対するBの配置区に関する要請は、職員の人事の公正を害する行為で、前記名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(4)所定の「特定の者のため、良識を疑われるような取り計らいをしないこと」との規定にも反するものと思料される。

(12) 採用後のBとA議員との関係

上述の通り、BはA議員と旧知の間柄であったようで、A議員は、Bが本件嘱託員に採用された後、Bが勤務する北区役所に数回、Bを訪問したことがあり、その際、Bは、「下(の喫茶店)へ行ってきて良いですか」などとして、A議員と連れだって職場を離れるなどしたこともあった。市議会議員が、一職員の就労場所を訪れることは通常はないことであった。Bは殊更、A議員との関係を周囲に示すような態度を取っていると周囲からは受け止められており、北区保険年金課長に直接、意見を言うなど通常の嘱託員には考えられない行動を取ることもあったが、それを注意されることもなかったようである。

また、Bは、嘱託員として採用された後、A議員が代表を務める政治団体に対し、1か月1万円宛の寄付をしており、現在判明している限り、平成22年には7万円、同23年には12万円、合計19万円の寄付をしている。前記名古屋市会議員政治倫理綱領第3、1項(2)所定の「政治活動に関して疑惑を受けるおそれのある献金等を受けないこと」との規定に反するものと思われ、またこの点からも、BとA議

員との関係には相応のものがあったと考えられる。

(13) 己の認識・関与の有無

当委員らは、健康福祉局長己からも事情聴取を行った。己については、Bの採用を巡るA議員の要請等を知っていたのではないかと伺わせる事情も無いわけではないが、己は、そのような事情に関する事実関係を否定しており、己が、上記のような不正採用に関与しあるいはそれを認識しつつ容認していたことまでを指摘することはできない。

7. 今後の調査、検討の予定

上記で、本件不正採用の事実関係についての調査を基本的に終了したが、今後も更に次の調査、検討を行う予定である。すなわち、①本件不正採用の原因や背景の調査、検討、②他の「不正」(ないしそれと疑われる)事案の調査、検討、③平成16年に制定された要綱に基づく名古屋市適正職務サポート制度の実際の利用状況、機能、これが本件不正採用を抑止できなかった事情、④今後の同種不正の再発防止ないし職務適正の確保に関する施策の検討などである。これらの調査、検討を経て、同種不正事案の再発を抑止しうるような施策等につき鋭意、検討を行い、提言につなげたい。